

留学手配サポートご利用規約

1) 約款

申込者は、留学手配サポート利用規約を承諾の上、エイセット（以下、当方という）に対し、留学手配サポートの各種サービスを申込みものとします。

2) 契約の申込み、成立

契約の成立とは、申込み希望者が、所定の留学手配サポート申込書を提出したうえで、留学手配サポート代金を支払い、それを当方が受領、確認した時点とし、その後各種学校の入学手続きなどを開始いたします。

3) 拒否事由

当方は本ご利用規約に基づく留学手配サポートの申込みがあった際、次に定める事由が認められた時は、申込みをお断りすることがあります。

- a) 申込者の年齢、資格、その他の条件が当方および留学先の定めている条件を満たしていないと、当方が認めたとき。
- b) 申込者が未成年である場合、または学生の場合において、申込者の保護者の同意がないとき。
- c) 申込者が希望する留学先の申込みの手続き期限までに、留学手続きが終わる見通しがないとき。
- d) 申込者の心身の健康状態が留学に不適切であると当方が認めたとき。

4) 留学手配サポートの範囲

留学手配サポートは、ご利用規約に基づき申込者の希望する各種学校、またはコースへの入学手続きを代行し、出発までの期間における現地の情報提供、留学についてのカウンセリングを行うものとします。

従って、申込者の希望する留学先への合格や、留学先での課程修了、または留学中、留学終了後の申込者に対して何らの保証をするものではありません。

万一留学期間中に、コースの変更、研修期間、滞在先の変更などを希望する場合は、申込者自身の責任により、その手続きは申込者がするものとします。

a) 各種学校入学手続き

留学先の学校とコースの選定のための情報提供、入学手続きのための現地学校との連絡のやりとり。

b) 滞在先手配

各種学校、研修期間が斡旋する宿泊施設（ホームステイ等）を手配いたします。

ただし、各種学校、研修期間が宿泊先を持たない場合は滞在先の手配は出来ません。

c) 海外留学保険（海外旅行傷害保険）手続き代行

海外留学生保険の加入手続き代行を行います。

保険料は留学手配サポート代金とは別途料金になります。

なお申込者と保険会社との間での保険契約は、保険会社の約款に基づき契約をするものとし、当方の責によらない事由により申込者がなんらかの損害を受けた場合は当方はその責任を負いません。

d) 海外送金手続き

留学先の各種学校への留学費用（第6条参照）の支払い手続きの代行をいたします。

5) 必要書類

申込者が留学手配サポートのサービスを受けるにあたり、留学手続きに必要な書類は必要事項を記入の上、必ず指定の期日までに当方まで提出をして下さい。

6) 留学費用

留学費用とは留学手配サポート料金以外の、留学にかかる料金（語学学校授業料、入学登録料、ホームステイに関連する費用など）の事をいいます。

留学先の各種学校からの留学先現地通貨で請求された金額を、申込者へ日本円に換算し請求いたします。この際の為替レートは、当方指定の銀行における、申込者への請求書発行日の為替レートで換算いたします。

指定の期日までに所定の金額を当方指定の銀行口座にお振込み下さい。

当方は留学開始前において、留学先の学校のコースなどの料金の改定などの理由により留学費用に変動があった場合は、留学費用を変更する事があります。

また概算で請求をする場合がありますが、この場合は支払金額が確定し次第、お知らせをしてその差額分を精算致します。

7) 留学手配サポート申込み後の取り消しと返金

申込み後に留学手続きを取り消される場合、下記の規定に基づく取消料を申し受け、留学手配サポート代金および留学費用の返金を行います。

申込日から起算して8日目まで : 取消料なし

申込日から起算して9日目から出発31日前まで : ￥10,500. + 留学取消実費

出発30日前から出発前日 : ￥21,000. + 留学取消実費

出発当日以降 : 留学手配サポート代金および留学費用の一切の返金は出来ません。

また申込学校先に対するキャンセル料など、申込の取消しにかかる費用については申込者の負担とし、当方がこれを立替えて支払ったときは、申込者は費用を当方に支払うものとなります。

8) 留学手配サポート申込み後の変更と変更手数料

申込者の都合により、学校の入学日の変更、授業コースの変更など、お申込み内容、手配内容の変更の申出があった場合は可能な限り対応いたします。この場合次の変更手数料を申し受けます。

申込日から8日目まで : 無料
9日目以降出発まで : ￥10,500.

変更にあたり、現地の各種学校等より入学許可書やVisa Letterなどの、内容が変更された書類の発送が必要な場合は、それに掛かる費用（国際郵便代、DHLなどの国際宅配料）は申込者の負担になります。

9) 当方からの解約

申込者に次のような事由が生じた場合、当方は催告を行った上、留学手配サービスおよびビザ申請書類作成サービスの契約を解約できるものとします。

この場合、留学手配サポート料、変更手数料、留学費用など当方に対して支払い済みの費用については一切返金いたしません。

- ・定められた期日までに、必要な費用の支払いがされないとき。
- ・定められた期日までに、必要な書類が送付、提出されないとき。
- ・申込者が所在不明、または1か月以上にわたり連絡不能となったとき。
- ・申込者が当方に届け出た、申込みに関する情報に虚偽が判明したとき。
- ・その他当方がやむを得ない事由があると判断したとき。

10) 免責事項

以下に例示するような当方の責によらない事由により、申込者が留学できなかった場合、出発日時が変更になった場合には、当方は一切その責任を負いません。

- ・申込みを希望する学校、コースが定員に達して入学できない場合、または希望する滞在、宿泊施設が定員に達して滞在できない場合。
- ・申込者の成績や英語のレベルが、希望する留学先の入学許可基準に達していなかったため入学の許可が得られなかった。

- ・通信事情や、学校側の事情により入学許可証等の必要書類が期日までに届かず申込者が出発できなかった場合。
- ・申込者がパスポートまたはビザを取得できない、またはビザ取得に時間がかかり出発時期が変更になった場合、あるいは渡航先に入国を拒否された場合。
- ・天災地変、戦争、ストライキ、テロ行為、陸海空における不慮の災難、その他不可抗力による場合。
- ・申込者は渡航後、個人の責任において行動をするものとし、法令、公序良俗、もしくは留学先等の規則等に違反した場合の責任、損害等は申込者個人の負担となり、当方はその責任を一切負いません。また留学中期間中に起こった不慮の事故や交通事故などは申込者本人の責となり、当方は一切責任を負いません。

以上の免責事項に該当する場合、留学手配サポート料、変更手数料など、既に当方に対して支払い済み費用につきましては返金をする事が出来ません。

1 1) ご利用規約の変更

当ご利用規約は、事情により告知なしに変更されることがあります。

1 2) 発行期日

当ご利用規約の内容は2009年4月1日以降の申込み契約に適用されます。

エイセット

〒604-8176

京都市中京区両替町通御池下る龍池町424-1

Daido 御池ビル6F

Tel : 075-585-8522

